

中山間ふるさと水と土基金事業について

島根県は、中山間ふるさと水と土基金を造成（国1/3、県2/3）し、中山間地域の活性化のための地域住民活動を支援しています。

中山間ふるさと水と土基金は、「中山間ふるさと水と土保全対策事業（水と土基金）」と「中山間ふるさと水と土保全推進事業（棚田基金）」の2つから成り、それぞれの基金の活用についての御相談は、お近くの県土整備事務所等へお問い合わせください。

なお、本基金は市町村が直接活用することはできません。

1 中山間ふるさと水と土保全対策事業（水と土基金）

（1）水と土基金の概要

水と土基金は、農地や水路・農道・ため池等の土地改良施設が持つ多面的機能の発揮とこれらを保全・整備する地域住民活動（保全活動、交流活動）を支援するものです。

対象地域：5法指定地域

（過疎・山村振興・半島振興・離島振興・特定農山村法のいずれかを含む地域）

（2）水と土基金を活用した活動事例

（1）調査研究事業

- ・農地の荒廃や土地改良施設の老朽化等の現状把握と診断・評価を行い、農地や土地改良施設等地域資源の計画的・効率的な維持管理手法を検討
- ・畦畔除草に係る労力省力化のためのカバープランツ実証実験
- ・地域住民でも取り組める簡易なため池応急整備の実証実験を行い、事例集を作成
- ・生き物調査やマップ、図鑑の作成及びこれらを活用した環境保全活動（写真1）
- ・耕作放棄地解消に向けた水土里情報システム（地図情報）の利活用検討

（2）推進事業

- ・ため池の安全啓発や維持管理の看板作成、設置(写真2)
- ・農業農村の大切さや農業農村整備事業の役割についての小学校への出前授業



（写真1）小学校での観察学習



（写真2）ため池啓発看板

